

① 創業中小企業投資損失準備金の損金算入
に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
	・ ・		

別表十二(四)

平十二・四・一以後終了事業年度分

特 定 会 社 の 名 称	1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額	11	円	
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期取崩額	5年経過後5年間均等取崩額	12	
特 定 会 社 の 設 立 の 日	3	平 ・ ・			同上以外の場合による準備金取崩額	13	
当 期 積 立 額	4	円		減算	計 (12) + (13)	14	
積立限度額 当期において取得した特定株式の取得年月日	5	平 ・ ・			当期積立額 (4)	15	
(5)の特定株式のうち期末に有するものの取得価額	6	円		の 計 算	差引期末現在額 (11) - (14) + (15)	16	
同上の $\frac{16 \text{又は} 14}{100}$ 相当額	7				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	17	
取得年度にその帳簿価額を減額した金額	8				当期中において益金の額に算入すべき金額 (23の計) + (24の計) - (14)	18	
積立限度額 (7) - (8)	9				積立限度超過額 (10)	19	
積立限度超過額 (4) - (9)	10				期末創業中小企業投資損失準備金 (16) - (17) - (18) - (19)	20	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (22) - (23) - (24)
			5年経過後5年間均等取崩しによる場合 (20) × 60	(23) 以外の場合	
	21	22	23	24	25
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
から五年を経過したものの翌日					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
から五年を経過しないものの翌日					
・ ・					
・ ・					
当期分					
計					

別表十二（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業投資育成株式会社が、措置法第55条の4（創業中小企業投資損失準備金）又は平成12年改正前の措置法第55条の4（創業中小企業投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「同上の $\frac{16又は14}{100}$ 相当額 7」は、特定株式が平成12年4月1日以後に取得した措置法第55条の4第1項に規定する特定株式である場合には、「16又は」を消し、平成12年3月31日以前に取得した平成12年改正前の措置法第55条の4第1項に規定する特定株式である場合には、「又は14」を消します。